

令和 7 年 11 月 19 日
物流・自動車局保障制度参事官室

居宅介護事業所・重度訪問介護事業所の人材確保を支援 ～公募に関するWeb説明会を開催します！～

国土交通省は、令和 7 年 11 月 4 日(火)より、自動車事故被害者の方が介護者なき後も安心して生活を送ることのできる環境を整備するため、訪問系介護サービスを行う事業所の新設や開設後に必要となる介護人材確保に係る経費の支援を行う補助事業（在宅療養環境整備事業）の二次公募を開始しております。

今回、**公募に関する説明会を令和 7 年 12 月 5 日(金)に開催**しますので是非ご参加ください。

1. 本補助事業の概要

別紙 1をご参照ください。

2. 対象事業者

- ・ 居宅介護事業者
- ・ 重度訪問介護事業者

3. 日時

令和 7 年 12 月 5 日(金) 14:30～15:00 (30分)

4. 予約方法

以下のメールアドレスに必要事項をご記入の上、予約期限までにご連絡ください。その際、メールの件名には「補助金説明会参加希望（在宅）」とご記載ください。
koutsujiko-sien!koutsujiko-mlit.jp（!を@に置き換えてください）

【必要事項】

- ・ 事業者名（法人名・施設名）
- ・ 担当者情報（担当者名・メールアドレス）

【予約期限】

令和 7 年 12 月 1 日（月）まで

5. 注意事項

- ・ Zoomを活用したWebでの開催となります。
- ・ システムの仕様上、先着 70 事業者となり、申込み多数の場合は先着順とさせていただきます。
- ・ 1 事業者につき1名のみのご参加になります。
- ・ 予約完了事業者には、予約時の必要事項に記載のメールアドレス宛てに、後日、事務局より説明会の参加URL等の詳細をご案内いたします。

■問い合わせ先

○制度について

物流・自動車局保障制度参事官室

担当 小澤、渡邊

電話：03-5253-8111(内線41418)、03-5253-8580(直通)

○応募方法等について

自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局(在宅療養環境整備事業)

メールアドレス koutsujiko-sien!koutsujiko-mlit.jp (!を@に置き換えてください)

背景・概要

～令和7年度から補助率が定額(100%)となる要件を緩和しました～

自動車事故により重度の後遺障害を負われた方においては、引き続き住み慣れた地域での生活を継続したいというニーズがある一方、医的ケアを必要とするような自動車事故被害者に対して、訪問系サービスを提供する事業者の人材不足は深刻な状況。

そのため、自動車事故被害者の介護者なき後においても、在宅生活の継続を選択肢の一つとして考えられるよう、令和5年度より訪問系サービスを提供する事業者の新設を支援するとともに、介護人材確保に係る経費を支援。

新設年度

開設準備段階や開設後における人材雇用、求人広告等の経費を支援

補助対象事業者

- ・居宅介護事業者
- ・重度訪問介護事業者

※新設初年度に限る。

※補助対象年度中に自動車事故により重度の後遺障害を負った者の利用があること 等

補助率

1/2(利用予定者のうち
自動車事故被害者が**2人**
以上の場合は100%)

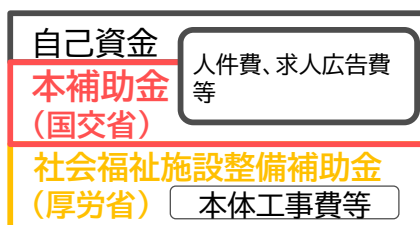
補助内容

新設の際に必要な初年度経費の一部

- ①介護職員の人材雇用に係る経費
- ②求人情報の発信等に係る経費
- ③研修等経費の支援

補助上限額

300万円



開業次年度以降

対前年度比での賃金改善、求人広告等の経費を支援

補助対象事業者

- ・居宅介護事業者
- ・重度訪問介護事業者

※補助対象年度中に自動車事故により重度の後遺障害を負った者の利用があること 等

補助率

1/2(利用者のうち自動車
事故被害者が**2人以上**の場
合は100%)

補助内容

自動車事故被害者受入に必要な経費の一部

- ①介護職員の賃金改善に係る経費
- ②求人情報の発信等に係る経費
- ③研修等経費の支援

補助上限額

200万円

